

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第8号ア（第10条、第11条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="145 573 667 1659"><p>[略]</p><p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1箇月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、<u>無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。</u></p><p>[略]</p><p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p></td><td data-bbox="670 573 796 2087"><p>[略]</p></td></tr></table>	<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1箇月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、<u>無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p>	<p>[略]</p>	<p>様式第8号ア（第10条、第11条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="831 573 1353 1659"><p>[略]</p><p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1か月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（<u>その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）<u>が加算されます。</u></p><p>[略]</p><p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p></td><td data-bbox="1355 573 1489 2087"><p>[略]</p></td></tr></table>	<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1か月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（<u>その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）<u>が加算されます。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1箇月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、<u>無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p>	<p>[略]</p>				
<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から<u>1か月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（<u>その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）<u>が加算されます。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査</p>	<p>[略]</p>				

請求に対する裁決を経ないで賦課処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号イ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。

[略]

[略]

様式第8号ウ（第10条、第11条関係）

[略]

請求に対する裁決を経ないで賦課処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号イ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

[略]

様式第8号ウ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。

[略]

- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

[略]

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。

[略]

3 この通知書による県税の賦課処分取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、

[略]

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

3 この通知書による県税の賦課処分取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、

[略]

次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、県税の収納を取り扱うコンビニエンスストア又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関若しくは県税の収納を取り扱うコンビニエンスストア又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号オ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくことになり

様式第8号オ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

ますので、無駄な費用をかけないように納期限までに納めてください。

[略]

- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[略]

様式第8号カ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、

[略]

[略]

- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[略]

様式第8号カ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。

[略]

- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該

[略]

- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パ

割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))) の割合を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を 加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。

[略]

3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は、知事となります。) 提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号の2 (第10条関係)

[略]

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

[略]

不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額 (1,000円未満の

一セント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))) の割合を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) が加算されます。

[略]

3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として (訴訟において県を代表する者は、知事となります。) 提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付することができます。

様式第8号の2 (第10条関係)

[略]

なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

[略]

不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額 (1,000円未満の

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]
次のとおり、 <u>地方税法第13条の2の規定により</u> 、納期限を <u>繰上げ</u> したから告知します。
なお、 <u>繰上げ</u> した納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。
[略]

[略]

様式第30号（第25条関係）

[略]
地方税法第14条の16の規定により、次の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。
[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]
あなたの次の徴収金を <u>地方税法第15条の5の規定により</u> 換価の猶予をしたから通知します。なお、猶予を受けるに当たりあなたからその猶予を受けようとする徴収金について分納の誓約の申出がありました、その申出のとおり分納を承認しますから併せて通知します。おって分納誓約を履行しないときは、直ちに換価の猶予を取り消して滞納処分をすることになりますから必ず約束を履行してください。
[略]

[略]

様式第43号（第25条関係）

[略]
[略]
県税の徴収上必要があるので、 <u>地方税法第16条の3の規定により</u> 、次のとおり担保の提供を命じます。
[略]

[略]

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]
次のとおり、 <u>地方税法第13条の2第1項の規定に基づき</u> 、納期限を <u>繰上げ</u> しますので告知します。
なお、 <u>繰上げ</u> された納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。
[略]

[略]

様式第30号（第25条関係）

[略]
地方税法第14条の16第1項の規定に基づき、次の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。
[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]
地方税法第15条の5第1項の規定に基づき、あなたの次の徴収金について換価の猶予をしたので、通知します。なお、猶予を受けるに当たりあなたからその猶予を受けようとする徴収金について分納の誓約の申出がありました、その申出のとおり分納を承認しますので、併せて通知します。おって、 <u>分納誓約を履行しないときは、直ちに換価の猶予を取り消して滞納処分をすることになりますので</u> 、必ず約束を履行してください。
[略]

[略]

様式第43号（第25条関係）

[略]
[略]
県税の徴収上必要があるので、 <u>地方税法第16条の3第1項の規定に基づき</u> 、次のとおり担保の提供を命じます。
[略]

[略]

様式第47号 (第25条関係)

[略]
[略]
年 月 日地方税法第16条の4の規定により、 保全差押えを受けた財産について、次の理由により差押え の解除を請求します。
[略]

[略]

様式第49号 (第25条関係)

[略]	[略]
摘 要	還付加算金は、過誤納金又は還付金の額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその額の 全額が2,000円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てる。)に年7.3パーセン ト(平成12年1月1日以後の期間に対応するも のについては、各年の前年の11月30日を経過す る時における公定歩合に年4パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年中においては、当該公定 歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当 該割合に0.1パーセント未満の端数があるとき は、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計 算した金額(100円未満の端数があるとき、又は その全額が1,000円未満であるときは、その端数 金額又はその全額を切り捨てる。)です。

[略]

様式第53号ア (第25条関係)

[略]	
上記の金額を最 寄りの岩手県指定 金融機関、岩手県 指定代理金融機 関、岩手県収納代 理金融機関又は広 域振興局の県税 部、県税部県税セ ンター、経営企画 部若しくは経営企 画部地域振興セン ターで納付してく	延滞金 納期限の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、 税額(1,000円未満の端数が あるとき、又はその税額の 全額が2,000円未満である ときは、その端数金額又は その全額を切り捨てる。)に 年14.6パーセント(納期 限の翌日から1か月を経過 する日までの期間について は、年7.3パーセント(平成 12年1月1日以後の期間に

様式第47号 (第25条関係)

[略]
[略]
年 月 日地方税法第16条の4第1項の規定 に基づき保全差押えを受けた財産について、次の理由によ り差押えの解除を請求します。
[略]

[略]

様式第49号 (第25条関係)

[略]	[略]
摘 要	還付加算金は、過誤納金又は還付金の額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全 額が2,000円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てる。)に年7.3パーセン ト(各年の特例基準割合(各年の前年の11月 30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1項第1号の規定により定められる商業手形の 基準割引率に年4パーセントの割合を加算した 割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセント の割合に満たない場合は、当該特例基準割合 (0.1パーセント未満の端数があるときは、こ れを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した 金額(100円未満の端数があるとき、又はその 全額が1,000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨てる。)です。

[略]

様式第53号ア (第25条関係)

[略]	
上記の金額を最 寄りの岩手県指定 金融機関、岩手県 指定代理金融機 関若しくは岩手県 収納代理金融機関 又は広域振興局の 県税部、県税部県 税センター、経営 企画部若しくは経 営企画部地域振興 センターで納付し	延滞金 納期限の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、 税額(1,000円未満の端数が あるとき、又はその全額が 2,000円未満であるときは、 その端数金額又はその全額 を切り捨てる。)に年14.6 パーセント(納期限の翌日 から1か月を経過する日ま での期間については、年7.3 パーセント(その年の特例 基準割合(当該年の前年の

ださい。 [略]	対応するものについては、 <u>各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した金額</u> [略]
-------------	---

様式第53号ウ（第25条関係）

てください。 [略]	11月30日を経過する時における <u>日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した金額</u> [略]
---------------	--

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]	[略]
*	納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の 全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその 全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限 の翌日から1か月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応 するものについては、各年の前年の11月30日を経過す る時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算 した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 その年中においては、当該公定歩合に年4パーセント の割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満 の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割 合を乗じて計算した金額
	上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定 代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の 県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企 画部地域振興センターで納付してください。
	[略]
	[略]
	[略]
	[略]

様式第54号（第26条関係）

[略]	[略]
*	納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額 を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日 から1か月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の 11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1 項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引 率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以 下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、 当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算 した金額
	上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定 代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振 興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは 経営企画部地域振興センターで納付してください。
	[略]
	[略]
	[略]
	[略]

様式第54号（第26条関係）

次のとおり、岩手県県税条例第10条の規定により過料に処したので通知します。

[略]

[略]

様式第57号（第28条関係）

[略]

[略]

次のとおり、地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。この通告書の送達を受けた日から起算して20日以内に、次の金額を

に納付することを命じます。

[略]

[略]

[略]

様式第64号（第33条関係）

[略]

[略]				
[略]	[略]	[略]	(19)	[略]
			(20)	
			(21)	
株式等に係る譲渡所得等の金額	(14)		(22)	
商品先物取引に係る雑所得等の金額	(15)	[略]		
計(10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	(16)			
[略]	(17)			
課税標準額	(18)			
(16) - (17)				

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

次のとおり、岩手県県税条例第10条第1項の規定により過料に処したので通知します。

[略]

[略]

様式第57号（第28条関係）

[略]

[略]

次のとおり、地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条第1項の規定により通告します。この通告書の送達を受けた日から起算して20日以内に、次の金額を

に納付することを命じます。

[略]

[略]

[略]

様式第64号（第33条関係）

[略]

[略]				
[略]	[略]	[略]	(20)	[略]
			(21)	
			(22)	
株式等に係る譲渡所得等の金額	(14)		(23)	
上場株式等の配当等に係る配当所得の金額	(15)	[略]		
商品先物取引に係る雑所得等の金額	(16)			
計(10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16)	(17)			
[略]	(18)			
課税標準額	(19)			
(17) - (18)				

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考	<p>納付税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>
----	---

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間（<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 0 5px;">（</td><td style="padding: 0 5px;">年</td><td style="padding: 0 5px;">月</td><td style="padding: 0 5px;">日から</td></tr><tr><td style="padding: 0 5px;">年</td><td style="padding: 0 5px;">月</td><td style="padding: 0 5px;">日まで</td><td style="padding: 0 5px;">の期</td></tr></table>間は、控除する。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定</p>	（	年	月	日から	年	月	日まで	の期
（	年	月	日から						
年	月	日まで	の期						

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考	<p>納付税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>
----	--

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間（<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 0 5px;">（</td><td style="padding: 0 5px;">年</td><td style="padding: 0 5px;">月</td><td style="padding: 0 5px;">日から</td></tr><tr><td style="padding: 0 5px;">年</td><td style="padding: 0 5px;">月</td><td style="padding: 0 5px;">日まで</td><td style="padding: 0 5px;">の期</td></tr></table>間は、控除する。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不</p>	（	年	月	日から	年	月	日まで	の期
（	年	月	日から						
年	月	日まで	の期						

した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号（第35条関係）

[略]

[略]	[略] 税務管署 処理年月 日	[略]
[略]		

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	<p>なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。</p>
[略]	
備考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に</p>

不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号（第35条関係）

[略]

[略]	[略] 税務官署 処理年月 日	[略]
[略]		

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	<p>なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。</p>
[略]	
備考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年</p>

対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備 考 不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に

対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備 考 不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]
 なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備 考 不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]
 なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]
 なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備 考 不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]
 なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の

翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第78号の3（第40条の2関係）

[略]

[略]
地方税法第72条の115の規定に基づき
年度第 期分（ 年 月～
年 月）の交付金を次のとおり交付します。
[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。
[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から

備考

翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第78号の3（第40条の2関係）

[略]

[略]
地方税法第72条の115第1項の規定により
年度第 期分（ 年 月～
年 月）の交付金を次のとおり交付します。
[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。
[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月

備考

1 か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ウ 次の規定の適用があることとなったことから、条例第64条の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

[略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ケ 地方税法第73条の2第8項（附帯設備に係る不動産取得税の還付）

[略]

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ウ 次の規定の適用があることとなったので、条例第64条第1項の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

[略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

[略]

ケ 地方税法第73条の2第7項（附帯設備に係る不動産取得税の還付）

[略]

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、年月日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセント

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、年月日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合

の割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第108号(第55条、第65条関係)

[略]

[略]

自動車取得税
自動車税
の課税免除について、岩手県県税条例

第97条
第103条の4
第103条の5
第103条の6
の規定に該当する(しない)ので、次の
しないこととなった

承認(承認しないことと)
とおり
取
り
消
します。

[略]

[略]

様式第120号(第59条関係)

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、年月日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、

は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第108号(第55条、第65条関係)

[略]

[略]

自動車取得税
自動車税
の課税免除について、岩手県県税条例

第97条第1項本文
第103条の4第1項本文
第103条の5第1項
第103条の6第1項
の規定に該当する(しない)
しないこととなった

承認(承認しないことと)
とおり
取
り
消
します。

[略]

[略]

様式第120号(第59条関係)

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、年月日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。

その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第121号の11(第63条の3関係)

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第121号の12(第64条の2関係)

[略]

以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第121号の11(第63条の3関係)

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

備考

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第121号の12(第64条の2関係)

[略]

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税の承認した

減額について、岩手県県税条例第102条の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しない）しないこととなった取

ことと) します。

消

[略]

[略]

様式第122号の3（第65条関係）

[略]

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税承認した

課税免除について、岩手県県税条例第103条の2の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しない）しないこととなった取

いことと) します。

消

[略]

[略]

様式第122号の4ア（第65条関係）

[略]

[略]

自動車税の課税免除について、岩手県県税条例 第103条 第103条 第103条

条の4 条の5 の規定に該当する（しない）ので、次の 条の6 条の6

とおり承認（承認しないことと) します。

取 り 消

[略]

[略]

様式第123号ア（第65条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税セン

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税の承認した

減額について、岩手県県税条例第102条第1項の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しない）しないこととなった取

ないことと) します。

り 消

[略]

[略]

様式第122号の3（第65条関係）

[略]

[略]

年 月 日付で申請のあった自動車税承認した

課税免除について、岩手県県税条例第103条の2第1項の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しない）しないこととなった取

認しないことと) します。

り 消

[略]

[略]

様式第122号の4ア（第65条関係）

[略]

[略]

自動車税の課税免除について、岩手県県税条例 第103条 第103条 第103条

条の4第1項本文 条の5第1項 の規定に該当する（しない） 条の6第1項

ので、次のとおり承認（承認しないことと) します。

取 り 消

[略]

[略]

様式第123号ア（第66条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県

ター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

備
考
上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間に対応するもの)については、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第123号ウ(第66条関係)

[略]

[略]

1 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間に対応するもの)については、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満

[略]

税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

備
考
上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第123号ウ(第66条関係)

[略]

[略]

1 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数が

[略]

の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

- 3 この通知書による処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

あるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

- 3 この通知書による処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第131号(第69条関係)

[略]

[略]

さきに課税した釧区税を地方税法第183条の規定に基づいて、次のとおり訂正したので通知します。

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合

様式第131号(第69条関係)

[略]

[略]

さきに課税した釧区税を地方税法第183条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パ

が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

(A4)

様式第138号（第72条関係）

[略]

地方税法第743条の規定により決定した価格を次のとおり通知します。

[略]

[略]

[略]

一セントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）
が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

(注) 本文中のなお書きは、不用の部分を抹消すること。

(A4)

様式第138号（第72条関係）

[略]

地方税法第743条第1項の規定により決定した価格を次のとおり通知します。

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。